

社会福祉法人西春日井福社会役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人西春日井福社会（以下「法人」という。）定款の規定等に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする。）に対して支給する報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 理事長とは、定款第16条第2項に基づき置かれる理事をいう。
- (4) 常務理事とは、定款第16条第3項に基づき置かれる理事をいう。
- (5) 専任とは、役員のうち法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (6) 非専任とは、役員のうち専任以外の者をいう。
- (7) 常勤役員とは、役員のうち常勤で、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (9) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、原則として週3回以上法人業務を行うものとし、報酬等を支給する。
- (2) 常務理事については、常勤役員とし、報酬等を支給する。
- (3) 前2号に規定する役員等の賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）において、それぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日から賞与支給日までに退職し、又は死亡した者についても同様とする。
- (4) 非専任の役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- (5) 評議員については、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 理事長の報酬等の額については、次の各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額

2 常務理事の報酬等の額については、次の各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 賞与については、別表第4に定める額

3 非専任の理事及び監事の報酬の額については、別表第5に定める額とする。

4 評議員に対する報酬の額については、別表第5に定める額とする

(法人の職員を兼ねる者の併給調整)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、通勤に要する経費として通勤手当を支給する。

2 通勤手当を支給する場合は、社会福祉法人西春日井福社会職員給与規程第18条を準用するものとする。

(費用)

第7条 役員等が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人西春日井福社会職員旅費規程を準用するものとする。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 役員等（前条に規定する役員を除く。）の交通費は、公共交通機関利用による通勤に要する実費を支給する。ただし、清須市、北名古屋市又は豊山町に居住する場合は支給しない。

（報酬等の支給方法）

第8条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次に掲げる区分に応じて定める時期とし、役員等が指定する金融機関の口座へ振込により支給する。

- (1) 専任の役員については、社会福祉法人西春日井福祉会職員給与規程第3条を準用するものとする。
 - (2) 前号に規定する役員以外の報酬等については、当該月の勤務実績による報酬等の合計額を翌月10日に支給する。ただし、当該日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、職員の例による。
 - (3) 賞与については、6月30日及び12月10日とする。ただし、当該日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、職員の例による。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第9条 新たに理事長又は常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長又は常務理事が退任し、又は解任された場合は、次に掲げる計算により前日までの報酬を支給する。
 - (1) 理事長が月の中途に就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月における就任、退任又は解任の日までの日数を基礎として日割りにより計算する。
 - (2) 常務理事が月の中途に就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から祝日、日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長又は常務理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第11条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人西春日井福祉会役員報酬等に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1 理事長の報酬（第4条関係）

種別	支給区分	報酬の額
専任	月額	216,000円

別表第2 理事長の賞与（第4条関係）

支給月	算定方法
6月の賞与	報酬月額×成績率（100分の90以上100分の115以内）かつ予算の範囲内
12月の賞与	報酬月額×成績率（100分の100以上100分の125以内）かつ予算の範囲内

成績率（法人全体の成績等により判断する。）

別表第3 常務理事の報酬（第4条関係）

種別	支給区分	報酬の額
専任（常勤役員）	月額	398,400円

別表第4 常務理事の賞与（第4条関係）

支給月	算定方法
6月の賞与	{報酬月額×成績率（100分の180以上100分の230以内）}+常勤加算（報酬月額×100分の30）かつ予算の範囲内
12月の賞与	{報酬月額×成績率（100分の200以上100分の250以内）}+常勤加算（報酬月額×100分の30）かつ予算の範囲内

成績率（法人全体の成績等により判断する。）

別表第5 非専任役員等の報酬（第4条関係）

役職名	報酬の区分	支給区分	報酬の額
評議員	評議員会への出席	日額	10,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤		6,000円
理事	理事会への出席	日額	10,000円
	上記の他、法人及び施設の業務のための出勤		6,000円
監事	監事監査への出席	日額	10,000円
	理事会、評議員会への出席		10,000円
	上記の他、法人及び施設の業務のための出勤		6,000円